

## 社会福祉法等の改正案審議に対する緊急要請

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、社会福祉の増進にご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、政府提出の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」に関する審議が、7月上旬には始まると聞いています。

同法案は、一部の社会福祉法人の問題をすべての法人に置き換えて「地域貢献活動」とそれに係る費用の支出を「努力」義務化するなど、国の社会福祉に対する公的責任を限りなく縮小する内容となっています。本来、国の責任で制度化しておこなうべき事業を社会福祉法人に転嫁することは、社会福祉法 61 条に反すると考えます。また、社会福祉施設職員等退職手当共済制度についても介護分野に続いて障害分野を公費助成対象から外し、さらに2年後には保育分野も外す方向が検討されるなど、社会福祉分野の人材確保をさらに困難にするものです。

今国会の会期が大幅に延長されたこともふまえていただき、同法案の委員会審議に際して、貴職に以下の要請をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 社会福祉法人に対し、あらたな「地域公益活動」の義務化はおこなわないこと。生活困窮者への支援など、現行施策の対象となっていない諸課題は、公的制度の拡充で対応すること
2. 憲法25条（生存権規定）に基づいて、継続的・安定的に社会福祉事業の運営ができる十分な財源を確保して、介護・障害福祉の報酬や保育・子育て支援の公定価格を引き上げること
3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成の対象を拡充すること。障害者施設・事業、保育所への公費助成を廃止しないこと
4. 法案の審議に対しては、参考人質疑を行うなど関係者の意見が反映されるようにしたうえで十分な審議を行い、拙速な採決は行わないこと

《私のひとこと》

法人名

氏名

(役職)